

所管部課	都市建設部 下水道課	部長	田辺 康弘			
件名	東大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市会計事務規則				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東大和市会計事務規則において、登録依頼書による申出以外の方法で口座情報等を把握、確認し、支払うことを可能とするための規定を加える改正があることから、当該規則についても合わせて改正するもの。</li> <li>令和4年4月1日付け組織改正に向け、地方自治法第158条の規定に基づく市長の直近下位の内部組織の見直しに伴い、部の名称が改められることから文言修正を合せて行う。</li> </ul> <p>(1) 主な改正点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>登録依頼書による方法以外の情報で口座振替の際に必要な口座情報等を把握し、支払いを行うため、口座振替の方法による支払を規定する同規則第32条第1項及び第2項にただし書を加える。</li> <li>令和4年4月1日付け組織改正に伴い、部の名称が改められることに伴い、「都市建設部長」を「まちづくり部長」に改める（第66条及び第67条）。</li> </ol> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 法令改正の内容に沿った財務会計事務の対応が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書課において審査済み。</li> </ul>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。